

2020年3月 TOYOTA TS CUBIC Origami Pay 会員規約・規定の改定につきまして

2020年4月3日(確報)

「TOYOTA TS CUBIC Origami Pay の会員規約・規定（以下「規約等」といいます）の改定」についてご案内します。

※2020年3月27日にご案内しておりましたが、サービスの改定日および改定後の会員規約の効力発生日が確定しましたのでご案内します。詳細は、以下の二重下線箇所をご確認ください。

1. 対象カード

TOYOTA TS CUBIC Origami Pay

※2020年 **4月6日**に、「TOYOTA TS CUBIC Pay」に名称変更いたします。

2. 効力発生日、改定後規約等の適用

TOYOTA TS CUBIC Origami Pay 会員規約 第24条（規約の変更）に則り、以下のとおり改定内容をご案内いたします。

①「**TOYOTA Wallet アプリ**」で TOYOTA TS CUBIC Origami Pay をご利用の会員さま（以下「TOYOTA Wallet アプリ会員さま」といいます）

TOYOTA TS CUBIC Pay 会員規約の効力発生日は、「2020年4月6日」となります。

②「**TS CUBIC アプリ**」で TOYOTA TS CUBIC Origami Pay をご利用の会員さま（以下「TS CUBIC アプリ会員さま」といいます）

TOYOTA TS CUBIC Pay 会員規約の効力発生日は、「2020年4月6日」となります。

また、TS CUBIC アプリ会員さまは、TOYOTA TS CUBIC アプリ会員向け会員特約も適用され、TOYOTA Wallet アプリへ「カードの登録」を行った時点又は TS CUBIC アプリにおける TOYOTA TS CUBIC Origami Pay の機能が停止した時点（2020年4月28日を予定）のいずれか早い時点をもって、当該特約は終了いたします。

3. 改定内容

主な改定内容は以下のとおりです。改定規約等（全文）につきましては、<https://www8.ts3card.com/agree/index.html> でご確認いただけます。

（1）株式会社 Origami との提携終了について

株式会社 Origami との提携終了に伴い、必要な改定をいたしました。

TS CUBIC アプリ会員さまにつきましては、TOYOTA Wallet アプリへ「カードの登録」を行った時点又は TS CUBIC アプリにおける TOYOTA TS CUBIC Origami Pay の機能が停止した時点（2020年4月28日を予定）のいずれか早い時点まで、株式会社 Origami のシステムをベースとしたサービスを引き続きご利用いただけるため、その点を規定した特約を設けました。

①第1条（トヨタティーエスキュービック Pay）第1項

改定前 (TOYOTA TS CUBIC Origami Pay 会員規約)	改定後 (TOYOTA TS CUBIC Pay 会員規約/ TS CUBIC アプリ会員向け会員特約)	
	TOYOTA Wallet アプリ会員さま	TS CUBIC アプリ会員さま (特約第2条)
1. 本規約に定めるクレジットカードは、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「当社」といい、両者を併せて「両社」という）が提携して発行し、 当社及び株式会社 Origami(以下 Origami 社)という 所定のカード取引システム等を用いて提供され、当社所定のモバイル端末(以下「所定モバイル端末」という)を使用する方法により利用できる トヨタティーエスキュービック Origami	1. 本規約に定めるクレジットカードは、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「当社」といい、両者を併せて「両社」という）が提携して発行し、 当社所定 のカード取引システム等を用いて提供され、当社所定のモバイル端末(以下「所定モバイル端末」という)を使用する方法により利用できる トヨタティーエスキュービック Pay （以下「カード」という）とします。	本規約第1条第1項を以下のとおり読み替えて適用します。 「本特約に定めるクレジットカードは、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「当社」といい、両者を併せて「両社」という）が提携して発行し、 当社および株式会社 Origami (以下「Origami」という) 所定のカード取引システム等を用いて提供され、TS CUBIC アプリで利用できる トヨタティーエスキュービック Pay （以下「カード」という）とします。」

Pay (以下「カード」という) とします。		
------------------------	--	--

②第7条 (カードの機能および取引目的) 第1項

改定前 (TOYOTA TS CUBIC Origami Pay 会員規約)	改定後 (TOYOTA TS CUBIC Pay 会員規約/ TS CUBIC アプリ会員向け会員特約)	
	TOYOTA Wallet アプリ会員さま	TS CUBIC アプリ会員さま (特約第3条)
1. 会員は、カードを利用して、当社 又は Origami 社所定の 加盟店(以下「加盟店」という)で、商品の購入とサービスの提供を受けること等 (以下「ショッピング」という) ができるものとします。	1. 会員は、カードを利用して、 当社所定の 加盟店(以下「加盟店」という)で、商品の購入とサービスの提供を受けること等 (以下「ショッピング」という) ができるものとします。	第3条 (カードの機能および取引目的) 本規約第7条第1項を以下のとおり読み替えて適用します。 「会員は、カードを利用して、当社又は Origami 所定の加盟店(以下「加盟店」という)で、商品の購入とサービスの提供を受けること等 (以下「ショッピング」という) ができるものとします。」

③第30条 (カードの利用方法) 第5項

改定前 (TOYOTA TS CUBIC Origami Pay 会員規約)	改定後 (TOYOTA TS CUBIC Pay 会員規約/ TS CUBIC アプリ会員向け会員特約)	
	TOYOTA Wallet アプリ会員さま	TS CUBIC アプリ会員さま (特約第4条)
5. 会員は、以下の事項について予め承諾するものとします。 ① 当社、Origami 社または加盟店 において特に定める貴金属・金券類・車両等の一部の商品・サービスについては、カードの利用が制限される場合があること。 ②購入商品や提供を受けるサービスの種類あるいは利用金額によっては、カード利用に際して 当社、および Origami 社 の承認が必要となり、加盟店が当社に対して照会し、 当社および Origami 社 が不適当と判断することによりカード利用を断る場合があること。また、当社が加盟店または会員に対してカードの利用状況等に関して確認する場合があること。 ③加盟店が違法な内職モニター商法等の業務提供誘引販売、連鎖販売取引、および法令に違反する取引等を行っているとき当社が判断した場合、カードの利用が制限されること。 ④現金化、キャッシュバック、現行紙幣・貨幣の購入その他等換金または融資等を目的としたカードの利用はできないこと。 ⑤法令に違反する取引等にカードの利用はできないこと。	5. 会員は、以下の事項について予め承諾するものとします。 ① 当社または加盟店 において特に定める貴金属・金券類・車両等の一部の商品・サービスについては、カードの利用が制限される場合があること。 ②購入商品や提供を受けるサービスの種類あるいは利用金額によっては、カード利用に際して 当社 の承認が必要となり、加盟店が当社に対して照会し、 当社 が不適当と判断することによりカード利用を断る場合があること。また、当社が加盟店または会員に対してカードの利用状況等に関して確認する場合があること。 ③加盟店が違法な内職モニター商法等の業務提供誘引販売、連鎖販売取引、および法令に違反する取引等を行っているとき当社が判断した場合、カードの利用が制限されること。 ④現金化、キャッシュバック、現行紙幣・貨幣の購入その他等換金または融資等を目的としたカードの利用はできないこと。 ⑤法令に違反する取引等にカードの利用はできないこと。	規約第30条第5項を以下のとおり読み替えて適用します。 「会員は、以下の事項について予め承諾するものとします。 ① 当社、Origami または加盟店において特に定める貴金属・金券類・車両等の一部の商品・サービスについては、カードの利用が制限される場合があること。 ②購入商品や提供を受けるサービスの種類あるいは利用金額によっては、カード利用に際して 当社、および Origami の承認が必要となり、加盟店が当社に対して照会し、 当社および Origami が不適当と判断することによりカード利用を断る場合があること。また、当社が加盟店または会員に対してカードの利用状況等に関して確認する場合があること。 ③加盟店が違法な内職モニター商法等の業務提供誘引販売、連鎖販売取引、および法令に違反する取引等を行っているとき当社が判断した場合、カードの利用が制限されること。 ④現金化、キャッシュバック、現行紙幣・貨幣の購入その他等換金または融資等を目的としたカードの利用はできないこと。 ⑤法令に違反する取引等にカードの利用はできないこと。」

④Origami Connect 規定

改定前 (TOYOTA TS CUBIC Origami Pay 会員規約)	改定後 (TOYOTA TS CUBIC Pay 会員規約/ TS CUBIC アプリ会員向け会員特約)	
	TOYOTA Wallet アプリ会員さま	TS CUBIC アプリ会員さま (特約第 5 条)
<p>第 1 条 本規定は、株式会社 Origami(以下「Origami 社」という)が提供・運営する仕組みである Origami Connect を用いて、トヨタファイナンス株式会社(以下「当社」という)が、トヨタディーエスキュービック Origami Pay 会員(以下「会員」という)に対して提供する、クーポン等配信サービス(以下「本サービス」という)について定めるものです。</p>	(削除)	<p>1.本条は、Origami が提供・運営する仕組みである Origami Connect を用いて、当社が会員に対して提供する、クーポン等配信サービス(以下「本サービス」という)について定めるものです。</p>
<p>第 2 条 会員は、本サービスを通じて、当社またはトヨタディーエスキュービック Origami Pay 会員規約に定める加盟店等(以下総称して「両者」という)から加盟店等の情報、クーポンその他メッセージを受信することができます。</p>	(削除)	<p>2.会員は、本サービスを通じて、当社またはトヨタディーエスキュービック Origami Pay 会員規約に定める加盟店等(以下総称して「両者」という)から加盟店等の情報、クーポンその他メッセージを受信することができます。</p>
<p>第 3 条 会員は、受信したクーポンに定める特典を受けることができます。</p>	(削除)	<p>3.会員は、受信したクーポンに定める特典を受けることができます。</p>
<p>第 4 条 会員が受信するメッセージ及びクーポンの利用条件は当社または加盟店等が各々独自で設定するものとし、加盟店等のメッセージ及びクーポンの適法性等に関し、当社は一切責任を負わないものとします。</p>	(削除)	<p>4.会員が受信するメッセージ及びクーポンの利用条件は当社または加盟店等が各々独自で設定するものとし、加盟店等のメッセージ及びクーポンの適法性等に関し、当社は一切責任を負わないものとします。</p>
<p>第 5 条 会員は、保有するクーポンを第三者に対して譲渡その他の処分をすることはできず、両者に対し、保有するクーポンの換金を求めることはできません。また、クーポンの利用は、当該クーポンに別途同伴者の利用を認める旨の記載がある場合を除き、会員本人が行うものとし、会員以外の第三者が行うことはできません。 当社または Origami 社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社または Origami 社は当該会員に事前に通知することなく、会員が保有するクーポンの全部又は一部を失効させることができます。 (1) クーポンが法令に違反した場合 (2) 会員に違法行為もしくは不正行為があった場合、又は本規約等に違反した場合 (3) その他、会員が保有するクーポンを失効させることが適当と当社が判断した場合</p>	(削除)	<p>5.会員は、保有するクーポンを第三者に対して譲渡その他の処分をすることはできず、両者に対し、保有するクーポンの換金を求めることはできません。また、クーポンの利用は、当該クーポンに別途同伴者の利用を認める旨の記載がある場合を除き、会員本人が行うものとし、会員以外の第三者が行うことはできません。 当社または Origami は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社または Origami は当該会員に事前に通知することなく、会員が保有するクーポンの全部又は一部を失効させることができます。 (1) クーポンが法令に違反した場合 (2) 会員に違法行為もしくは不正行為があった場合、又は本規約等に違反した場合 (3) その他、会員が保有するクーポンを失効させることが適当と当社が判断した場合</p>

<p>第6条 会員が、規約に基づき会員の地位を喪失した場合は、当該会員が保有するクーポンはすべて失効します。当社は、会員の地位喪失に伴う損害について一切責任を負わないものとします。</p>	<p>(削除)</p>	<p>6.会員が、規約に基づき会員の地位を喪失した場合は、当該会員が保有するクーポンはすべて失効します。当社は、会員の地位喪失に伴う損害について一切責任を負わないものとします。</p>
<p>第7条 会員は、当社または Origami 社が加盟店等に対し、クーポンおよびメッセージの配信停止又は当該加盟店等が配信したクーポンを失効させることができることを、あらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>(削除)</p>	<p>7.会員は、当社または Origami が加盟店等に対し、クーポンおよびメッセージの配信停止又は当該加盟店等が配信したクーポンを失効させることができることを、あらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>第8条 当社または Origami 社は、会員に事前に通知することなく、本サービスを廃止又は停止することができます。会員は、本サービスが廃止された場合、会員が保有するクーポンは失効することについてあらかじめ承諾します。</p>	<p>(削除)</p>	<p>8.当社または Origami は、会員に事前に通知することなく、本サービスを廃止又は停止することができます。会員は、本サービスが廃止された場合、会員が保有するクーポンは失効することについてあらかじめ承諾します。</p>
<p>第9条 当社は、当社または Origami 社が、本規定に基づき会員の保有するクーポンを失効させた場合であっても、再配信、損害賠償又はその他名目を問わず、一切責任を負いません。</p>	<p>(削除)</p>	<p>9.当社は、当社または Origami が、本規定に基づき会員の保有するクーポンを失効させた場合であっても、再配信、損害賠償又はその他名目を問わず、一切責任を負いません。</p>
<p>-</p>	<p>-</p>	<p>10.会員は、クーポンおよびメッセージが TOYOTA Wallet アプリにカードの登録手続きをした時点又は本サービスの機能が停止した時点（2020年4月28日を予定）のいずれか早い時点をもって失効することを、あらかじめ承諾するものとします。</p>

⑤特約第5条（本特約の失効）

改定前 (TOYOTA TS CUBIC Origami Pay 会員規約)	改定後 (TOYOTA TS CUBIC Pay 会員規約/TS CUBIC 会員向け会員特約)	
	TOYOTA Wallet アプリ会員さま	TS CUBIC アプリ会員さま (特約第6条)
-	-	本特約は、TOYOTA Wallet アプリにカードの登録手続きをした時点又はカードの機能が停止した時点（2020年4月28日を予定）のいずれか早い時点をもって、終了するものとします。

⑥その他特約・規定

「明細 WEB 確認サービス利用特約」「個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定」「販売店等へのお気に入り登録に関する特約」においても、「TOYOTA TS CUBIC Origami Pay」から「TOYOTA TS CUBIC Pay」への名称変更に伴い、「Origami」の名称を削除する改定を行いました。

(2) 会員さまの責任について

TOYOTA TS CUBIC Pay を登録したモバイル端末の紛失・盗難等による不正利用において、会員さまの負担となる事由及び対応事項を規定いたしました。

第 14 条 (本件モバイル端末の紛失・盗難等)

改定前 (TOYOTA TS CUBIC Origami Pay 会員規約)	改定後 (TOYOTA TS CUBIC Pay 会員規約) TOYOTA Wallet アプリ会員さま 及び TS CUBIC アプリ会員さま共通
-	<p>3. 第 1 項の規定にかかわらず、会員が前項の手続を実施した上で所轄警察官署へ届出を行うとともに、当社所定の紛失・盗難に関する届出書を提出し、保険の適用が認められた場合は、当社が届出を受けた日の 60 日前以降に発生した損害については、当社は会員に対して、その支払を免除するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該カードが他人に使用されたことによる会員の支払は免除されないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本件モバイル端末の紛失・盗難又はログイン ID 等の漏洩・盗取・詐取が会員の故意または重大な過失によって生じた場合。 ②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によって使用された場合。 ③当社の会員規約に違反している状況において、紛失・盗難又はログイン ID 等の漏洩・盗難・詐取が発生した場合。 ④カードの利用の際に、登録されたパスワード又は生体認証機能が使用された場合。 (第 6 条により会員が責任を負う場合) ⑤戦争・地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。 ⑥会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。 ⑦その他、会員が当社または損害保険会社の指示に従わなかった場合。
-	<p>4. 会員は、前項に定める保険の適用を受けるため、本件モバイル端末の紛失・盗難等による損害を知った時から 30 日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察官署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を当社または損害保険会社に提出するものとします。</p>

以上